

仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度あいちブルーカーボン検討会（仮称）企画・運營業務委託

2 業務の背景と目的

海草等が光合成によって海域に固定する炭素「ブルーカーボン」は、CO₂吸収源の新たな選択肢として注目を集めており、愛知県では、「あいち重点政策ファイル360プラス1」において、「三河湾における『ブルーカーボン』の取組推進（藻場の拡大により海中に取り込まれる炭素を増大）」として位置づけられている。

本業務は、本県において藻場の拡大に民間主導で取り組んでいくため、藻場再生事業を自走させるための体制整備を目指して、企業、学識者、NPOらを構成員とする「あいちブルーカーボン検討会」（仮称。以下、「検討会」という。）を運営することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

4 企画提案の前提として確認すべき資料

企画提案にあたっては、次の資料及び本業務に関連する最新の知見を参照の上、これらを踏まえたものとする。

- ・「アマモ類の自然再生ガイドライン」（水産庁・マリノフォーラム21）

5 委託業務の内容

（1）民間主動の藻場再生に向けた体制づくりの準備

国内外の先行事例等を踏まえ、本県における民間主動の藻場再生に向けた体制づくりを試行するとともに、今後の活動継続・拡大に資する知見や具体的な取組の選択肢（複数）、その他必要な事項を取りまとめること。

（2）検討会の企画・運営・連絡調整

検討会を年2回程度企画・開催し、運営及び連絡調整を行うこと。

各回について、検討会参画者との日程調整、会場及びファシリテーターの確保、会議資料の準備、議事録の作成その他必要な事項について、委託者と協議の上行うこと。また、各回終了後は、ウェブ公開用として開催結果概要（A4サイズ2枚分程度）を作成すること。

（3）ブルーカーボンの普及啓発に向けた広報・PR活動

関係者との協議や検討会の開催状況等を踏まえ、委託者との意見交換を行った上で、ブルーカーボンの普及啓発に向けた効率的かつ効果的な広報・PR活動の方針・手法や対象、アピールポイント、機会等の提案や情報提供を行うとともに、資料作成その他必要な作業を行うなど、広報・PR活動を行うこと。

また、PR活動の一環として、別件業務「令和8年度三河湾ブルーカーボン推進事業委託業務」における漁業者・自治体・企業・団体等へのアンケート結果、「令和8年度三河

湾藻場再生体験会開催業務」における参加者へのアンケート結果（県から提供）を踏まえた内容を検討会の活動に取り入れること。

6 実施計画書

本業務の目的を理解し、円滑に業務を進めるため、実施計画書を契約締結後10日以内に委託者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、本業務に関わる責任者及び各担当者の連絡先付き名簿を作成し、計画書と合わせて提出すること。

7 打合せ協議

打合せ協議は、契約締結後速やかに実施するとともに、進捗確認等、業務の遂行に必要な都度実施して委託者・受託者間の連携を密にすることとする。受託者は、打合せ協議実施の都度、その記録簿を速やかに委託者に提出するものとする。

これ以外に、業務実施中に疑義が生じた場合は、電話や電子メールにより迅速かつ緊密に相談・報告を行うものとする。

8 業務報告書の作成

業務実施に係る業務報告書（紙媒体2部、電子媒体：CD-RまたはDVD-R一式）を令和9年3月26日（金）までに納品すること。なお、提出にあたっては、委託者と事前調整を行うものとする。

ファイル形式は、Microsoft Word若しくはMicrosoft Excel形式、及びPDF形式を標準とする。

9 留意点

- （1）本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- （2）委託業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名定め、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- （3）本業務により作成する成果物の著作権等の権利は、すべて県に帰属するものとする。
- （4）本委託業務の完了後も、委託者からの問合せ等に対し、真摯に対応すること。
- （5）採用された企画の実行にあたっては、委託者と受託者の協議の上で内容を変更することがある。

10 疑義

本仕様書に明記なき事項等、疑義が生じた場合は、速やかに委託者に協議してその指示を受けるものとする。